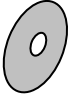




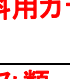




ごみの分別方法の見直しとごみ処理費の住民負担のあり方に対するパブリックコメントの実施について

草津市廃棄物減量等推進審議会では、市長から諮問のありました、①ごみの分別方法の見直しについて②ごみ処理費の住民負担のあり方についての2点の答申を出すに当たって市民の皆さんのご意見を募集します。〔※下線部は、審議会で実施する場合があります。〕

1. ごみの分別方法の見直しについて

(1) 見直し内容 下表のとおり現在の10種類から11種類に見直します。

現在の区分		新しい区分	主な変更内容
①普通ごみ類 ※古紙類を新たに設けます		①焼却ごみ類 	現在のプラスチック類の内、プラスチック製容器類を除くプラスチック製品(CD、ビデオテープ、ポリバケツ) 現在の不燃物類のうちのゴム製品(長靴、ゴムホース、使い捨てカイロ)
		②古紙類 	新聞(チラシを含む)、雑誌・書籍・パンフレット・包装紙・食品の外箱、ダンボール、飲料用パック
②プラスチック類 ※プラスチック製容器以外は焼却します		③プラスチック製容器類 	 左のマークが付いた、プラスチック製容器、ポリ袋、ポリ容器、シャンプー容器、レジ袋、発泡スチロール、トレイ、卵パック ※洗っても汚れが取れないマヨネーズ容器などは焼却ごみ類で出してください。
		④空き缶類 	現在の金属類の内、スチール・アルミ缶、クッキー等御菓子の缶、缶詰の缶、一斗缶、スプレー缶などの缶類
③金属類		⑤飲・食料用ガラスびん類 	飲食用、食料用のガラスびん、ドリンク剤のびん、飲み薬のびん(名称を変更しました)
④びん類		⑥破碎ごみ類 	現在の金属類の内、はさみ、包丁、なべ、フライパン、アルミホイル、金属製ハンガー、トタン、傘の骨など 現在の不燃物類の内、ホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど
⑤小型破碎ごみ類		⑦陶器・ガラス類 	現在の不燃物類の内、化粧品・薬品の空きびん(飲み薬以外の薬品)、ガラス食器類、板ガラス、陶磁器類(食器、植木鉢など)、鏡、味付け海苔のびん、割れたガラスびん、電球
⑥不燃物類 ※ゴム製品は焼却します		⑧ペットボトル類	変更はありません
⑦ペットボトル類		⑨粗大ごみ	
⑧粗大ごみ		⑩乾電池	
⑨乾電池		⑪蛍光管	
⑩蛍光管			

(2) 効果

- ・紛らわしかった分別の種類を分かりやすい名称に変え、適正な分別に導きます。
- ・古紙などの資源化(リサイクル)するものだけを効率よく回収し、処理コストを抑えます。

2. ごみ処理費の住民負担のあり方について

(1) ごみ袋の配布制度の変更について

現在、市から無料で配布した指定ごみ袋が不足した場合に、スーパーなどで、ごみ袋を買う制度(超過従量制による有料化)に代えて、1枚目から必要とする指定ごみ袋をスーパーなどで買う制度(単純従量制による有料化)に改めます。

(2)変更する理由

現在の制度は、世帯の人数や生活様式に違いがあることや、ごみの減量に努めていても、ごみを出した量に応じたごみ処理費用(税金でまかっています)を負担する仕組みになっていないことで、不公平だと思われる傾向にあります。そこで、下表のとおり、今回、ごみの排出量に応じた費用を負担していただくために1枚目からごみ処理費用の一部を含んだ価格でごみ袋を買っていただく制度に改めようとするものです。

現在の制度(超過従量制)			見直す制度(単純従量制)		
種類	容量	価格(1枚)	種類	容量	価格(1枚)
普通ごみ類	40 L	110円	焼却ごみ類	45 L	50円
	年間104枚までは無料			15 L	17円
プラスチック類	60L	110円	プラスチック製容器類	45 L	50円
	年間30枚までは無料			15 L	17円
小型破碎ごみ類	無料		破碎ごみ類	45 L	50円
不燃物類	無料		陶器・ガラス類	15 L	17円
金属類	無料			空き缶類	無料
びん類	無料		飲食料用ガラスびん類	無料	
ペットボトル類	60L	110円	ペットボトル類	無料	
	年間12枚までは無料				
粗大ごみ	800円~2,900円		変更はありません		
乾電池	無料				
蛍光管	無料				

(3)効果

- ・現在の制度では、ほとんどの人が無料で配布されたごみ袋の枚数内で済ましてしまうことから、ごみ処理費用を意識しにくく、ごみの減量の意識が高まりにくい傾向にあります。見直す制度では、1枚目からごみ袋を買わなければならないために、ごみの減量に関心だった人も、費用を抑えようと不要なものは買わない、過剰包装は断る、物を大切に長く使うなど、ごみの減量につながります。
 - ・古紙や空き缶、ペットボトルなどの資源ごみは、販売店の店頭回収や地域の集団回収など無料の回収ルートへの排出が増え、リサイクルのための分別が進むものと考えます。
- ※単純従量制を実施したときに、不法投棄の増加が心配されます。実施直後は、ごみ量は減少しますが、費用負担に慣れてごみ量が元に戻る(リバウンド現象)こともあります。

(4)価格の算定

平成17年度のごみの処理にかかった費用12億5980万円をごみ袋1袋(45L)当りに換算しますと145円になり、この額の3分の1程度に設定しました。

※1世帯当り(平均2.58人)の1か月の負担額は、509円となります。



1/3を負担

(5)収入の用途

指定ごみ袋の販売で新たに入ってくる市の収入で、プラスチックの収集回数を増やしたり、古紙の回収を開始するなどのサービス向上に努めます。また、どれだけの収入があり、どのように使ったのかを公表します。

【資料閲覧方法】 答申素案、審議会の資料等は、クリーン事業課、情報公開室、市民センター、まちづくりセンター、市民交流プラザ、人権センター、各隣保館、市立図書館、南草津図書館、市のホームページで閲覧できます。

【応募方法】 応募用紙の様式は問いませんが、氏名、住所、電話番号、意見を書いて、クリーン事業課あて、持参、郵送、ファクス、Eメールで応募してください。

【応募先】 〒525-8588(所在地記載不要)

草津市草津3丁目13番30号 草津市役所クリーン事業課

FAX 077-561-2479

Eメール cleanjigyo@city.kusatsu.lg.jp

【募集期間】 平成 年 月 日~ 月 日

※意見などは、後日整理して公表します。個々の意見には、直接回答しません。